

# 令和3年度予算の概算要求について

主計局総務課主計官 中島 朗洋

## 1 令和3年度予算を取り巻く環境と概算要求の具体的な方針

日本の財政は、少子高齢化に伴う財政の悪化という構造的な課題に直面している。社会保障制度の受益と負担のアンバランスを正すため、着実に改革を進めていかなければならない状況にある。

一方で、経済面についても、人口減少・少子高齢化の進行、生産性と成長力の伸び悩みなど、数多くの課題への対応が求められている。

こういった状況を踏まえれば、これまでの改革努力を継続・強化し、経済成長と持続可能な財政を両立させることが急務である。

さらに、新たな課題として現れたのが、現在も世界の経済社会に甚大な影響をもたらしている新型コロナウイルス感染症への対応である。

感染拡大の防止を徹底しながら、事業と雇用・生活を守り抜いていくため、令和2年4月から6月にかけて、政府として、2度にわたる令和2年度補正予算を編成し、事業規模230兆円を超える対策を講じた。

この迅速かつ適切な執行をはじめ、新型コロナウイルス感染症への対応は喫緊の課題であるし、令和3年度における予算をはじめとする対応について概算要求段階で十分に予見することも困難であると考えられた。

このような状況を踏まえ、令和3年度予算については、ここ数年とは異なる仕組みで概算要求を行うこととなった。政府、与党、地方など多くの関係者の作業の負担を極力減らすという観点も踏まえ、令和3年度概算要求の要求期限を例年よりも1か月遅らせて9月30日とすることとし、また、概算要求の段階で予算額を決めることはせず、その仕組みや手続きを簡素なものとする事とされ、その旨が、令和2年7月21日の閣議において、麻生財務大臣から明らかにされた。

その際、令和3年度概算要求における要求、要望等について以下のような具体的方針が示された。

- (1) 要求額は、基本的に、対前年度同額とする。
- (2) その上で、新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費については、別途、所要の要望を行うことができることとする。
- (3) 要望を行う際には、これまでの安倍内閣の歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。
- (4) 年金・医療等に係る経費の高齢化等に伴ういわゆる自然増、SACO・米軍再編関係経費、厚生年金保険事業に係る国庫負担の繰入れに必要な経費、社会保障の充実等の平年度化に伴う対前年度からの増加の取扱い等については、予算編成過程で検討することとする。

このように、令和3年度概算要求については、新型コロナウイルス感染症の発生という特殊な事情を踏まえ、前年度までのように閣議了解された「概算要求に当たっての基本的な方針」に拠るのではなく、財務大臣によって示された上記方針を踏まえて概算要求が行われることとなった。

## 2 要求・要望のとりまとめ結果

上記の方針を踏まえ、期限である9月末日までに各府省から提出された令和3年度一般会計概算要求・要望は、(表1)に示したとおりである。

一般会計の基礎的財政収支対象経費に係る概算要求額は77兆9,952億円であり、これに国債費25兆4,934億円を加えた一般会計の概算要求額は、103兆4,886億円となった。

この他、要望に関しては、金額を示しての合計1兆9,185億円の要望がなされるとともに、金額を示さな

い事項のみの要望として、新型コロナ対応関係の経費等の多数の項目が要望されている。

なお、今回の概算要求では事項のみの要望が多くなっていることから、概算要求額と要望額の合計を、前年度の予算額等と単純に比較することは困難であることを付言しておきたい。

令和3年度予算編成においては、「新経済・財政再生計画」に基づき、これまでの歳出改革の取組みを継続し、経済再生と財政健全化をしっかりと進め、次の世代に未来をつないでいくことが重要となる。

### 「令和3年度予算の概算要求の具体的な方針について」 (令和2年7月21日閣議財務大臣発言要旨)

1. 政府としては、感染拡大を防止し、事業と雇用を守り抜くため、2度にわたる補正予算の迅速かつ適切な執行をはじめ、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応が喫緊の課題です。  
他方で、来年度における予算をはじめとする対応について、現時点で、予見することに限界があることも事実です。
2. このため、先般、閣議で申し上げたとおり、令和3年度の概算要求については、政府、与党、地方など多くの関係者の作業の負担を極力減らす観点も踏まえ、本日、政令を改正し、要求期限を1か月遅らせて9月30日とするとともに、概算要求の段階で予算額を決めることはせず、その仕組みや手続きをできる限り簡素なものとしします。
3. 具体的には、
  - (1) 要求額は、基本的に、対前年度同額といたします。
  - (2) その上で、新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費については、別途、所要の要望を行うことができることとします。
  - (3) その際には、これまでの安倍内閣の歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化していただくようお願いします。
  - (4) また、年金・医療等に係る経費の高齢化等に伴ういわゆる自然増、SACO・米軍再編関係経費、厚生年金保険事業に係る国庫負担の繰入れに必要な経費、社会保障の充実等の平年度化に伴う対前年度からの増加の取扱い等については、予算編成過程で検討することとします。
4. 財政投融资につきましては、中小・小規模事業者や中堅・大企業等の資金繰り支援など、真に必要な資金需要に的確に対応した要求をしていただくよう、お願いします。その際、民業補完性、償還確実性等の検討により、引き続き、対象事業の重点化・効率化を図っていただきたいと思います。
5. 令和3年度税制改正要望につきましても、9月30日までのご提出をお願いします。  
租税特別措置につきましては、例年同様、必要性等を見極めた上でゼロベースで見直すとともに、減収を伴う要望の場合には、しっかりと財源を確保しつつ、政策の重点化を図っていただくようお願いします。
6. 令和3年度予算編成にあたっては、事務負担の軽減に最大限工夫してまいりますので、各省の職員はじめ関係者ができる限り効率的に作業を進めることができるよう、各省大臣におかれては、各段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

(表1) 令和3年度一般会計概算要求・要望

所 管	令和3年度			【参考】前年度予算額 (当初)
	概算要求額	要 望		通常分
		要望額	事項のみの要望 (主なもの)	
皇 室 費	85	—		116 116
国 会	1,321	—	国立国会図書館所蔵の国内刊行図書のデジタル化事業	1,285 1,285
裁 判 所	3,259	43		3,242 3,266
会 計 検 査 院	168	1		171 171
内 閣・内 閣 本 府 等	38,742	1,528	「デジタル庁」(仮称)の設置準備及び設置・運営等に必要経費 マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善WG等の検 討結果に基づき必要となる経費 地域における「新しい生活様式」対応推進事業 (仮称)	38,539 38,766
警 察 庁	3,102	266		3,372 3,603
総 務 省	167,898	365		165,194 167,692
うち地方交付税交付金等	( 161,288 )	( — )		( 158,093 ) ( 158,093 )
法 務 省	7,887	475		7,887 8,206
外 務 省	7,137	953		7,120 7,120
財 務 省	18,030	914	中小企業・小規模事業者等の資金繰り支援	18,064 18,064
文 部 科 学 省	53,135	5,983	義務教育費国庫負担金 世界レベルの研究基盤を構築するための仕組みの実現	53,060 54,152
厚 生 労 働 省	329,783	112	新型コロナウイルスの検査法及び治療薬の研究開発支援等 新型コロナウイルス緊急包括支援交付金 PCR検査・抗原検査の実施 新型コロナウイルスワクチンの接種の実施 雇用調整助成金等による雇用維持への取組の支援 (うち緊急雇用安 定助成金)	329,861 330,366
農 林 水 産 省	21,974	3,646	3か年緊急対策後の激甚化・頻発化する自然災害への対応	21,370 22,170
経 済 産 業 省	9,690	2,219	国内サプライチェーン強靱化支援事業及び海外サプライチェーン多 元化等支援事業 ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業 需要喚起対策 新しい日常に向けた事業再構築・事業再編支援等の加速	9,341 12,435
国 土 交 通 省	60,576	861	3か年緊急対策後の激甚化・頻発化する自然災害への対応 新型コロナウイルス感染症への対応 (危機に瀕する地域公共交通の 持続可能な運行確保に向けた支援) 新型コロナウイルス感染症への対応 (観光の再生と新たな展開)	60,788 68,983
環 境 省	3,839	245	国立・国定公園等での滞在型ツアー・ワーケーション推進事業	3,240 3,537
防 衛 省	53,326	1,571		52,625 53,133
小 計 (基礎的財政収支対象経費)	779,952	19,185		775,276 793,065
うち一般歳出	( 618,664 )	( 19,185 )		( 617,184 ) ( 634,972 )
国 債 費	254,934	—		233,515 233,515
合 計	1,034,886 ※	19,185 ※		1,008,791 1,026,580

(注1) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。  
(注2) 各府省から要求・要望のあった金額等をそのまま集計等したものであり、精査の結果、金額等の変動がありうる。  
(注3) 地方交付税交付金等の概算要求額は、税収等について機械的試算を行い置きしたものである。  
(注4) 「臨時・特別の措置」は、前年度限りの経費である。  
※3年度の概算要求・要望には「事項のみの要望」が多数存在することから、「概算要求額」と「要望額」との合計と前年度予算額を単純に比較することはできない。